

令和2年度 米子市測量等業務入札参加資格審査申請書提出要領

米子市の測量等業務の指名競争入札に参加を希望する者は、次の事項に注意して提出書類を作成し、提出すること。

- 1 受付期間 令和2年1月17日（金）から同年2月28日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時30分まで
- 2 提出先 〒683-8686 米子市加茂町一丁目1番地 米子市総務部契約検査課
TEL:0859-23-5365 FAX:0859-23-5367
- 3 提出方法
 - (1) 市内業者 持参とする。
 - (2) 市外業者 郵便若しくは信書便（書留等）又は持参とする。
- 4 提出書類

| 提出書類 | 市内業者 | 市外業者 | 備考 |
|--|------|------|--|
| 測量等業務入札参加資格審査申請書（様式第1号） | ○ | ○ | |
| 入札参加資格希望表（様式第2号） | ○ | ○ | ※ 要件を満たした希望する業務に○を記入してください。 |
| 総括表（様式第3号） | ○ | ○ | |
| 測量等業務実績調書（様式第4号） | ○ | ○ | ※ 様式の内容を満たしているものであれば、自社作成によるものでも可 ※ 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）又は補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）に基づく登録を受けた者は、国土交通大臣に提出した直前1年の現況報告書の写しに代えることができる。 |
| 技術者経歴書（様式第5号） | ○ | ○ | ※ 様式の内容を満たしているものであれば、自社作成によるものでも可 ※ 建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程又は補償コンサルタント登録規程に基づく登録を受けた者は、国土交通大臣に提出した直前1年の現況報告書の写しに代えることができる。 |
| 使用印鑑届（様式第6号） | ○ | ○ | ※ 使用印鑑は、代表者役職印又は個人印とすること。（会社印は不可） |
| 市税等同意書兼誓約書（様式第7号） | ○ | ○ | |
| 役員等調書兼照会承諾書（様式第8号） | ○ | ○ | ※ ①法人にあっては非常勤・監査役を含む役員、②その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者・理事等、③個人事業者にあっては当該個人について記載すること。※2部提出のこと。（1部はコピー可） |
| 法人にあっては直前1年の貸借対照表、損益計算書、完成業務原価報告書及び利益処分（損失利益）に関する書類、個人にあっては直前1年の貸借対照表、損益計算書及び完成業務原価報告書 | △ | △ | ※ 建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程又は補償コンサルタント登録規程に基づく登録を受けた者は、国土交通大臣に提出した直前1年の現況報告書の写しに代えることができる。 |
| 業務を行うことについて法令その他規程に基づく登録をしている場合は、その登録の証明書の写し | △ | △ | ※ 測量業者登録、建築士事務所登録、不動産鑑定業者登録、建設コンサルタント登録規程に基づく登録、補償コンサルタント登録規程に基づく登録、地質調査業者登録規程に基づく登録、計量証明事業登録など |
| 市内の営業所に配置されている技術者のうちに、技術士法（昭和58年法律第25号）による登録を受けている者又は（一社）建設コンサルタンツ協会の行うRCCM資格試験に合格し、その登録を受けている者がある場合は、その登録証の写し | △ | △ | |

| | | | |
|--|---|---|--|
| 法人にあつては当該法人の登記事項証明書、 個人にあつては当該個人の住民票の抄本 | ○ | ○ | ※ 登記事項証明書は、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書 ※ 申請日前3か月以内に発行されたもの ※ コピー可 |
| 消費税及び地方消費税の納税証明書 | ○ | ○ | ※ 証明書様式その3又はその3の2若しくはその3の3 ※ 申請日前3か月以内に発行されたもの ※ コピー可 |
| 委任状 | — | △ | ※ 年間を通じて委任する場合 |
| 受付票返信用封筒等 | — | △ | ※ 受付票が必要な場合 ※ 切手を貼った返信用封筒又は受付用はがき |

注) ○：必要な書類、△：該当者のみ必要な書類

5 資格の有効期間

令和3年3月31日までとする。ただし、令和3年度の入札参加資格が決定されるまでの間は、引き続きその効力を有するものとする。

6 注意事項

(1) 次に掲げる者には、入札参加資格を認めない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の1第1項において準用する同令167条の4第1項の規定に該当する者
- ② 測量等業務入札参加資格審査申請書（(4)において「申請書」という。）又はその添付書類に虚偽の記載をした者又は重要な事実について記載をしなかった者
- ③ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先との取引の停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者
- ④ 測量業務の入札参加資格を希望する者で、測量法（昭和24年法律第188号）による測量業者としての登録を受けていないもの
- ⑤ 建築関係建設コンサルタント業務の入札参加資格を希望する者で、建築士法（昭和25年法律第202号）による建築士事務所の登録を受けていないもの
- ⑥ 消費税及び地方消費税並びに米子市の市税等を滞納している者
- ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員を役員等（役員、支配人その他経営に事実上参加している者をいい、非常勤である者を含む。）としている者

(2) 公契連の統一様式での申請は、受け付けない。

(3) フラットファイルに綴じて提出する場合は、金属製金具を使用しないこと。

(4) 市外業者で申請書を郵便又は信書便により提出する場合は、書留又はこれに準じたものにより送付すること。この場合は、令和2年2月28日（金）午後4時30分までに到着したものに限り、受け付ける。